（リース業務の範囲等）

第十二条　規則第七十条第二項第十七号に規定する主務大臣等が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務（以下この条及び次条第七号において「リース業務」という。）を営む会社のリース業務及び次条第七号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社である同号に掲げる業務を営む会社（リース業務を営むものを除く。次項第一号において「リース物件売買等会社」という。）の同条第七号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める法第二十一条第四項第二十二号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。

2　前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第七十条第二項第十七号に規定する主務大臣等が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一　各事業年度において、リース会社集団及び当該リース会社集団に係るリース物件売買等会社のリース業務及び次条第七号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の法第二十一条第四項第二十二号に掲げる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。

二　各事業年度において、リース会社集団に属するそれぞれの会社（リース業務を廃止することとしている会社を除く。）における次条第七号に掲げる業務による収入の額が当該会社におけるリース業務による収入の額を上回らないこと。

（リース業務の範囲等）

第十四条　規則第七十条第二項第十七号に規定する主務大臣等が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物品又は物件を使用させる業務（以下この条において「リース業務」という。）による収入の額の合計額に占める同号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。

2　リース業務を営む会社が他のリース業務を営む会社を子会社として有する場合には、前項の収入の額には、当該子会社の収入の額を含むものとする。

（新設）

（規則第七十条第二項第四十九号に規定する主務大臣等の定める業務）

第十三条　（略）

一～三　（略）

（削る）

四～六　（略）

七　リース業務（自己又は自らを子会社とする商工組合中央金庫若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあっては、商工組合中央金庫の子会社であるリース業務を営む会社（保険会社を除く。）の子会社として営む場合に限る。）

八　（略）

（商工組合中央金庫等が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準）

第十四条　（略）

一～三　（略）

2　法第十四条の規定は、前項に規定する議決権について準用する。この場合において、同条中「所有する株式」とあるのは「所有する株式又は持分」と、「主務省令」とあるのは「経済産業省令・財務省令・内閣府令」と、「である株式」とあるのは「である株式又は持分」と読み替えるものとする。

3　規則第十二条の二の規定は、前項において法第十四条の規定を準用する場合について準用する。

（規則第七十条第二項第四十九号に規定する主務大臣等の定める業務）

第十五条　規則第七十条第二項第四十九号に規定する主務大臣等の定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～三　（略）

四　証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）附則第三条の規定によりなお効力を有することとされる場合における同法第三条の規定による廃止前の社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）第二条に規定する登録機関の行う業務

五～七　（略）

（新設）

八　（略）

（商工組合中央金庫等が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準）

第十六条　法第四十条第五項に規定する主務大臣が定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三　（略）

2　法第四十条第八項の規定は、前項に規定する議決権について準用する。

（新設）